|  |
| --- |
| **ＪＴ１７．外為法　裏書情報登録（輸出）（一括）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＪＴＡ０５ | 外為法　裏書情報登録（輸出）（一括） |

１．業務概要

外為法関連の輸出許可証、輸出承認証の裏書情報を一括で登録する業務である。当該業務を実施する際は、「外為法　裏書情報呼出し（ＪＴＢ）」業務後に引き続き実施する。

２．入力者

通関業

３．制限事項

①システムに存在しない申告情報に対しての裏書は実施できない。

②申告中の申告情報に対する裏書は実施できない。申告事項登録中、申告事項変更中（予備申告、本申告

後、許可後の変更を含む）の申告情報に対する裏書のみ実施可能）

③確定済みの裏書情報は変更できない。（例外として事後訂正中であれば実施可能）

④訂正申請中、職権修正中、紙切り替えされたライセンスの裏書は実施できない。

⑤申告情報に入力できなかったライセンス（申告上限超えライセンス）の裏書は、１申告につき最大５

ライセンスまで可能とする。

⑥入力欄数は２００欄以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②通関業者指定ＤＢに登録されている通関業者であること。（当該電子ライセンスが利用可能であること）

③事項登録者（先頭５桁）または申告等予定者（先頭５桁）であること。または、裏書の事後訂正中でなければ、輸出許可内容変更申請の事項登録者（先頭５桁）であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（３）ＤＢ関連チェック

（Ａ）申告番号

①入力された申告番号が輸出入申告ＤＢに存在すること。（事後訂正の場合で輸出入申告ＤＢに存在しない場合は、申告番号（先頭１０桁）が通関実績ＤＢに存在すること）

②最新の枝番であること。

③有効な申告データであること。（輸出入申告事項登録が完了していること、「申告等手作業移行」や「申告等撤回」がされていないこと）

④当該申告の承認証等識別に外為法関連電子ライセンスの識別コードが登録されていること。（裏書の事後訂正中を除く）

⑤申告上限超えライセンスの裏書の場合、当該申告の全ての承認証等番号欄が利用されていること。（入力欄に空きがないこと）（裏書の事後訂正中を除く）

（Ｂ）電子ライセンス番号

①許可承認証等ＤＢに登録されている有効な電子ライセンス番号であること。

②申告上限超えライセンスの裏書でない場合、当該申告の承認証等番号に登録されている電子ライセンス番号であること。（裏書の事後訂正中を除く）

③当該申告の「申告予定年月日」（または「申告年月日」）が、許可承認証等ＤＢに登録されている電子ライセンスの有効期限内であること。（裏書の事後訂正中を除く）

（Ｃ）取引明細項番

許可承認証等ＤＢに登録されている取引明細項番であること。

（Ｄ）欄番号

①輸出入申告明細ＤＢに存在する欄番号であること。

②１取引明細に対して、欄番号が重複していないこと。

（Ｅ）船積数量

「当該業務により登録された商品毎の船積数量の合計」≦「電子ライセンスの該当商品の残数」であること。

（Ｆ）突合業務の起動

突合業務の起動がチェックされている場合、裏書の事後訂正中ではないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）裏書情報登録（輸出）（一括）処理

裏書情報の一括登録を行う。

（３）突合業務の自動起動

突合業務の起動がチェックされている場合、「外為法　突合情報登録（ＪＴＺ）」を起動する。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報の出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

その際、繰返部を取引明細項番と欄番号で昇順に出力する。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 外為法　裏書情報登録結果情報（輸出）（一括） | なし | 入力者 |